

東北運輸局プレスリリース

令和2年1月20日 国土交通省 東北運輸局

秋田県秋田市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し警告を発しました。

令和元年10月9日に東北運輸局秋田運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、本日、東北運輸局秋田運輸支局長は警告書を交付しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者:エビス交通有限会社 代表取締役 加藤 光子

(法人番号:9410002005195)

秋田県秋田市外旭川字小谷地133番地5

営業所:本社営業所

秋田県秋田市外旭川字小谷地133番地5

- 3. 行政処分等の概要
- (1) 文書警告
- 4. 違反の概要
- (1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

①運送引受書の交付義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

②運行指示書の作成等義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当:髙橋、小松

Tel: $0 \ 2 \ 2 - 7 \ 9 \ 1 - 7 \ 5 \ 3 \ 2$